

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和 8年 3月 3日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	本館空調設備保守点検業務委託
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	総務部総務課
(4) 入札日時・場所	令和8年3月30日 10時00分 新潟市役所本館2階 入札室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により 令和8年3月27日17時まで（必着）に、3 (2)の場所に提出してください。
(5) 履行期間・履行場所	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 新潟市役所本館（新潟市中央区学校町通1番町6 02番地1）
(6) 入札方式	総価での入札とします。
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当する ときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為を したと認められる場合はその入札の全部を無効と します。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場 合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札 が行われないおそれがあると きの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれ があると認められるときは、入札期日を延期し、ま たは取りやめることがあります。
(11) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によ

	ります。
(12) 予定価格	事後公表します。
(13) 最低制限価格	設けません。
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 以下の要件に該当するもの
 - a 新潟市内に本店（本社）または支店がある。
 - b 本市の競争入札参加資格者名簿に空調設備保守点検で登載されている者。
 - c 公告日から遡って3年間の間に延べ面積3,000㎡以上の建築物でフロン排出抑制法に基づく空調設備保守点検を履行したことがある、又は履行中の実績を持つ者。

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類
 - a 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
 - b 契約実績を証する下記の資料
 - ・令和4年度以降に契約した「契約書の写し」 1部
 - ・上記契約の履行が確認できる「履行届等」 1部
- (2) 提出先 新潟市 総務部総務課 市政情報室
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所本館1階
電話 025-226-2425
ファクス 025-228-1060
メール somu@city.niigata.lg.jp
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和8年3月18日（郵送の場合必着）
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日）

を除く)

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和8年3月11日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 メールとします。
メール送信先は3(2)のとおりです。
- (5) 回答日 令和8年3月17日まで
- (6) 回答方法 個別にメールにて回答するほか、ホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。
質疑書には、返信用メールアドレスを記入してください。

5 様式集、質疑回答の掲載ホームページ

新潟市>本庁舎に関する一般競争入札(公告・結果)

https://www.city.niigata.lg.jp/shisetsu/tyousya/oshirase/honchosha_nyusatsu.html

※市役所本館の図面が必要な場合には、3(2)のメールアドレスまでご連絡ください。

6 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
 - ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
 - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
 - ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。

エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。

- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

7 落札者の決定

本契約は予算の議決を要することから、本入札において有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札予定者とします。

8 その他

本契約の契約締結日は新年度となります。落札予定者は本契約の予定者となりますが、本契約に係る予約の権利は新潟市が有することとします。

なお、落札予定者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合には、落札の予定を取り消し、本契約を締結しないものとします。

別紙

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(メールアドレス)

- 1 番 号 新潟市公告第110号
- 2 件 名 本館空調設備保守点検業務委託

質 疑 事 項

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

令和8年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話)

(ファクス(メールアドレス))

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和8年3月3日
番号	新潟市公告第110号
件名	本館空調設備保守点検業務委託

(案)

委 託 契 約 書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

1. 委託業務の名称 本館空調設備保守点検業務委託
2. 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
3. 履行場所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
4. 履行期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日 まで
5. 契約金額 金 _____ *円
(うち消費税及び地方消費税の額 *円)
6. 契約保証金 金 _____ 円 納付
又は 免 除
又は 〇〇〇〇の保証
7. 特約条項 別紙のとおり
8. その他 特記仕様書など

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一

乙

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
 - 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
 - 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書に基づき再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書に基づき再委託を行う場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

- 2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

- 3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。
- 4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

- 第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
 - 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
 - 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
 - 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
 - 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

- 第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

- 第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとししないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。
- 3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
- 6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本館空調設備保守点検業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、空調設備が正常かつ良好な運転状態に維持できるよう保守点検業務を行うための大綱を示すものである。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 履行場所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

4. 対象設備の範囲

詳細は別紙-1及び別紙-3のとおりとする。

5. 保守点検業務の内容

詳細は別紙-2のとおりとする。

なお、消耗品部の取替え程度の軽微な修理を含むものとする。また、故障連絡のあったときは、速やかに対応するものとする。

6. 検査の立会い等

労働安全衛生法令の定めによるボイラー性能検査及び第一種圧力容器性能検査については、受託者において受検手続きを代行し、かつその検査には立会わなければならない。

7. 異常時の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したとき、または、この仕様書に記載する軽微な修理の範囲を超える修理が必要であると判断したときは、直ちに市へ報告し、協議の上適切な措置を講ずるものとする。

8. 安全確保等

業務の遂行に当たって、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務には十分に安全を確保しなければならない。

9. 打合せ等

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を提出し、担当職員と打合せを行わなければならない。

- (1) 業務実施方法
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施工程表（年間及び月間）
- (4) 業務員名簿

業務上の責任者（以下「業務代理人」という。）等の名簿及び資格を要する業務にあつてはその充足を示す書類。

- (5) その他必要な事項

10. 成果報告書

この業務を遂行したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書（保守点検整備記録書、検査実施記録書等）
- (2) 業務日報
- (3) 業務実施状況写真
- (4) その他市が必要と認め提出を求めた書類

11. 必要事項の充足

本仕様書は設備機器の保守点検についての大綱を示すものであるから、仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足するものとする。

12. 業務管理

- (1) 受託者は業務履行後に履行届・報告書を市に提出する。
- (2) 年度毎に、すべての業務の履行を市が確認した後、委託料を支払うこととする。

13. 一般的事項

- (1) 業務を行う際は、事前に日程等を市と協議し決定のうえ業務を行うこと。
- (2) 業務終了後、直ちに業務報告書を作成し、市へ提出すること。
- (3) 業務実施中、修理等を要する箇所を発見した場合は、その都度市へ連絡しその指示を受けるものとする。
- (4) 市は、作業に必要な最低限の電気、水等を無償で支給する。
- (5) 原則として、作業に必要な計器、工具、機材、消耗品や軽微な修理等に関しては受託者が負担する。
- (6) 突発的障害が発生した時の修理調整にかかる費用等については、別途協議する。
- (7) 業務の遂行に当たって関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務には十分に安全を確保しなければならない。
- (8) この業務は原則として平日（土曜日を含む。）の日中に行うものであるが、市が指定する若干の業務については、平日の夜間又は日曜日・休日に行う場合もある。
- (9) 契約終了時には、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。
- (10) この他、業務遂行上附带的に実施が必要となる事項については、市の指示に応じて実施しなければならない。
- (11) 庁舎の利用状況や勤務者数・来庁者数などに大きな変化があった場合、業務内容や契約内容・契約額等が変更になることがありうる。
- (12) 委託期間中に市が実施する訓練、図面作成、現地調査などに協力を求めることがある。

空調設備保守点検対象機器一覧表

区分	番号	対象設備	機器番号	台数
保守 対象機器一式	1	鋳鉄製ボイラー 最高使用圧力 1.0 kg/cm ² 伝熱面積 9.87 m ² 製造者 昭和鉄工(株)	BS-1	1 基
	2	第一種圧力容器 貯湯槽 容量 3.292 m ³ 製造者 (有)宇佐美工業所	THS-1	1 基
	3	空調機 (AC・還風機) 製造者 (主機械室・4 階中央・5 階・6 階全域) 新晃工業(株) 製造者 上記以外の区域 株式会社外レン 全熱交換器 製造者 (株)東洋製作所	AC	46 台
	4	送・排風機 製造者 松下精工(株)	FS・FE FSM	46 台
	6	自動制御器 熱源制御装置 (燃料系) 製造者: 山武ハネル(株) ローカル制御装置 製造者: 横河シヨソソコントロールズ(株)		1 式
	7	冷温水発生機 製造者 荏原冷熱システム(株) B2 階	R-1、R-2	2 台
	8	空冷ヒートポンプチラー RHUP5300AZG3B 6 階 製造者 日立アプリケーション	HRP-1	1 台
	9	蓄熱用循環ろ過装置 製造者 市田化学(株) B2 階	SDF-1	1 台
	10	貯湯槽 (エコキュート) 製造者 (株)ベルテクノ B2 階	TW-1	1 台
	保守 対象外機器	11	冷却塔 6 階	CT-1
12		水-水熱交換器 B2 階	HEX-1	1 台
13		冷温水ポンプ (定流量) B2 階	PHC-1	1 台
14		冷温水ポンプ (変流量) B2 階	PHC-2	1 台
15		冷水ポンプ (変流量) B2 階	PC-3	2 台
16		冷水ポンプ (変流量) B2 階	PC-4	1 台
17		冷温水ポンプ (変流量) B2 階	PHC-5	1 台
18		冷温水ポンプ (変流量) B2 階	PHC-6	1 台
19		冷温水ポンプ (定流量) B2 階	PHC-7-1	1 台
20		冷水ポンプ (定流量) B2 階	PC-7-2	1 台
21		冷却水ポンプ B2 階	PCD-1	1 台
22		冷却水ポンプ B2 階	PCD-2	1 台
23		冷温水ヘッダー B2 階	HH-2	1 台
24		薬注装置 6 階	WA-1	1 台
25		業務用エコキュート B2 階	EW-1	1 台
26		給湯循環ポンプ B1 階	PHW-1	1 台
27		給湯加圧ポンプ B2 階	PHW-2	1 台

保守点検業務内容

1	蒸気ボイラー (性能検査含む)	回数 年1回
(1)本体	・清掃、水圧試験、安全弁試験、圧力計・水面計の点検	
(2)燃焼装置	・バーナ分解清掃点検、制御機器等の点検調整、燃料、配管系の漏れ、ストレーナーの清掃等の点検	
(3)自動制御その他	・操作盤の点検、給水装置等の点検、地震感知器	
2	第一種圧力容器 (性能検査含む)	回数 年1回
(1) 貯湯槽	・電気防食装置の点検 ・安全弁試験、圧力計の点検 ・缶体内部の整備、清掃	
3	ユニット形空調機	回数 年1回
(1)送風機及び電動機	・異音、異常振動、温度上昇の点検、軸受の給油点検、絶縁抵抗測定、Vベルトの伸張度、摩耗、損傷の点検、軸と羽根車、軸受、プーリ取付状態の点検	
(2)加湿器	・噴霧の状態、ノズルの目詰り清掃点検	
(3)冷温水コイル	・コイルの主管、ヘッダー等の漏れ点検、フィン汚れ、目詰り、腐食の点検	
(4)本体各部	・ドレンパンの清掃、断熱材の剥離、損傷、劣化等の点検、点検扉の点検	
(5)防振装置	・防振材の変形、劣化の点検、キャンバス継手の損傷点検	
(6)フィルター	・ろ材の点検	
(7)軸・軸受	・変形、芯ずれ、給油点検	
(8)駆動モーター	・オイル交換 (必要な場合)、絶縁抵抗測定	
(9)ベルト	・亀裂、損傷等の点検	
(10)ロータ・エレメント	・変形、損傷の点検及び汚れ清掃	
4	送排風機	回数 年1回
(1)電動機及び軸受部	・異音、異常振動、温度上昇の点検、軸受の給油点検、絶縁抵抗測定	
(2) 羽根車、Vベルト	・Vベルトの伸張度、摩耗、損傷の点検、取付状態の点検	
(3)防振装置	・防振材の変形、劣化の点検、キャンバス継手の損傷点検	
5	パッケージ形空調機	回数 年1回
	・電気回路動作確認点検、運転音、振動等異常の点検 保護回路の動作確認、ドレンパン排水状態の点検 エアフィルター清掃点検、運転調整	
6	自動制御装置	回数 (シーズン切換含む) 年1回
	・機器機能、動作点検、確認、清掃、保守用消耗雑部品補充・交換	
7	フィルター廃棄	
	・空調機用プレフィルター、メインフィルターB1F、換気フィルターのうち、使用限度を超えたフィルターろ材の場外搬出とその最終適切処理 ・上記のフィルターろ材の廃棄処分は、産業廃棄物処理の公的処理資格を有する専門業者にその最終処理を委ねる事とする。	

8	吸収式冷温水発生器	回数 (シーズン切換含む)	年2回
		<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房切替整備、試運転 ・冷房シーズン中巡回点検 (1回/シーズン) ・吸収溶液分析 	
9	空冷ヒートポンプチラー	回数 (シーズン切換含む)	年2回
		<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房切替整備、試運転 	
10	蓄熱用循環ろ過装置	回数	年1回
		<ul style="list-style-type: none"> ・劣化ろ材交換・補充、点検 	
11	貯湯槽 (エコキュート)	回数	年1回
		<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内部清掃、点検 ・上記作業の発生材は廃棄処分を適正に行うこととする。 	
12	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和器		
		建築保全業務共通仕様書 (令和5年度版) 4. 3. 7による	

A 番号	B 機器の所在	現在の室名 (室内機)	C 機器の管理担当課	使用機器情報										初期充填 冷媒の総 CO2トン
				F メーカー(製造業者)	G 設置年月 日	H 第一種特定製品の種類	I 型式	J 製造番号	K 用途 (機器種 別)	L 圧縮機の 定格出力 (kW)	M 使用冷媒 の種類	N 冷媒の GWP値	O 初期 総充填量 (kg)	
1	喫茶系統No.1	喫茶室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUHS-5C	8204543	空調機器	3.75	R22	1810	4.5	8.145
2	喫茶系統No.2	喫茶室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUHS-5C	8204544	空調機器	3.75	R22	1810	4.5	8.145
3	喫茶系統No.3	喫茶室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUHS-5C	8204545	空調機器	3.75	R22	1810	4.5	8.145
4	録音室	録音室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PU-35SEG	95500553	空調機器	1.2	R22	1810	2	3.62
5	無線室	無線室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	MPU-RP140HA7	97U00311	空調機器	2.4	R410A	2090	3.8	7.942
6	サーバー室 1	サーバー室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	MPU-RP140HA7	97U00267	空調機器	2.9	R410A	2090	4.1	8.569
7	サーバー室 2	サーバー室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	MPU-RP140HA7	97U00270	空調機器	2.9	R410A	2090	4.1	8.569
8	災害教育コーナー他	防災情報室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	PUSY-P160M-E1-BS	97U00008	空調機器	3.5	R410A	2090	5.5	11.495
9	災害対策本部会議室 1	本部会議室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	MPUZ-ERP140KA-BS	96U00067	空調機器	2.4	R410A	2090	4.9	10.241
10	災害対策本部会議室 2	本部会議室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	MPUZ-ERP140KA-BS	96U00066	空調機器	2.4	R410A	2090	4.9	10.241
11	災害対策本部会議室 3	本部会議室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	MPUZ-ERP140KA-BS	96U00069	空調機器	2.4	R410A	2090	4.9	10.241
12	災害対策本部会議室 4	本部会議室	総務課	三菱電機	H21.11	パッケージエアコン	MPUZ-ERP140KA-BS	96U00070	空調機器	2.4	R410A	2090	4.9	10.241
13	電話交換機械室	電話交換機械室	総務課	三菱電機	H15以降	パッケージエアコン	PUZ-ERP56SKA8-BSG	BT9C635G03	空調機器	1.1	R22	1810	不明	-
14	食堂系統No.1	保険年金課	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUHS-5C	8204561	空調機器	3.75	R22	1810	4.5	8.145
15	食堂系統No.2	保険年金課	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUHS-5C	8204558	空調機器	3.75	R22	1810	4.5	8.145
16	食堂系統No.3	保険年金課	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUHS-5C	8204560	空調機器	3.75	R22	1810	4.5	8.145
17	食堂系統No.4	保険年金課	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUHS-5C	8204559	空調機器	3.75	R22	1810	4.5	8.145
18	清掃員控室	清掃員控室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R2.3	パッケージエアコン	RAC-MJ-36J	000844	空調機器	不明	R32	675	0.62	0.4185
19	警備員室	警備員室	総務課	Panasonic	R7.6	パッケージエアコン	CU-B284DC2	F045901854	空調機器	不明	R32	675	0.76	0.513
20	住基ネットサーバー室 1	住基ネットサーバー室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	MPUZ-ERP80HA8-BS	09V00110	空調機器	1.4	R410A	2090	3.4	7.106
21	住基ネットサーバー室 2	住基ネットサーバー室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	MPUZ-WRP80HA5	79U02952	空調機器	1.4	R410A	2090	3.5	7.315
22	売店	生協売店	総務課	ダイキン工業	H26. 4.20	パッケージエアコン	RZYP63CRV	C501946	空調機器	1.45	R410A	2090	1.6	3.344
23	第四銀行店舗	第四北越銀行	総務課	日立アプライアンス	不明	パッケージエアコン	RAS-AP160HVM1	U44C1519	空調機器	2.5	R410A	2090	4	8.36
24	B101倉庫	B101倉庫	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUH-63EK2	95500527	空調機器	1.7	R22	1810	3.3	5.973
25	ATM機械室	ATM機械室(保安室)	総務課	日立アプライアンス	不明	パッケージエアコン	RAS-AP80AV	U43L9239	空調機器	1.1	R410A	2090	1.8	3.762
26	印刷室	B101更衣室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PV-100G3	97500011	空調機器	2.7	R22	1810	3.5	6.335
27	中央監視室	中央監視室	総務課	三菱電機	H 1. 8	パッケージエアコン	PUZ-ERP140LA8	96U01865	空調機器	3	R22	1810	不明	-
28	喫茶室	喫茶室	総務課	三菱電機株式会社	R6.2	パッケージエアコン	PUZ-ERMP140LA13	31U11794	空調機器	2.6	R32	675	3.6	
29	ACP-203打合室	ACP-203打合室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R3.3	パッケージエアコン	RAS-GP56RSHJ1	UATH8781	空調機器	0.95	R32	675	1.4	
30	下水道部	下水道部	総務課	三菱電機株式会社	R6.7	パッケージエアコン	PUZ-ERMP224KA4	46U00728	空調機器	4.6	R32	675	5	
31	土木部	土木部	総務課	三菱電機株式会社	R6.7	パッケージエアコン	PUZ-ERMP224KA4	46U00259	空調機器	4.6	R32	675	5	
32	人事課	人事課	総務課	三菱電機株式会社	R5.8	パッケージエアコン	PUZ-ERMP80SHA13	38U02614	空調機器	1.6	R32	675	2.6	
33	総務部総務課	総務部総務課	総務課	三菱電機株式会社	R5.8	パッケージエアコン	PUZ-ERMP224KA4	46U00259	空調機器	4.6	R32	675	5	
34	テレメーター室	テレメーター室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	不明	パッケージエアコン	不明	不明	空調機器	不明	R32	675	不明	
35	会計課系統(ACP-1)	会計課系統	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.2	パッケージエアコン	RAS-GP80RSHJ2	UA1H0257	空調機器	1.55	R32	675	1.9	
36	会計課系統(ACP-2)	会計課系統	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.2	パッケージエアコン	RAS-GP45RSHJ2	UA1H0235	空調機器	1.13	R32	675	1.2	
37	職員組合系統	職員組合系統	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.2	パッケージエアコン	RAS-GP50RSHJ2	UA1C3265	空調機器	1.3	R32	675	1.4	
38	B1会議室系統	B1会議室系統	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.2	パッケージエアコン	RAS-GP40RSHJ2	UA067975	空調機器	0.966	R32	675	1.2	
39	健康管理室	健康管理室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.2	パッケージエアコン	RAS-GP112RSHJ1	UATM7591	空調機器	3.53	R32	675	2.4	
40	会計管理者	会計管理者	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.2	パッケージエアコン	RAS-GP80RSH1	UATE8109	空調機器	2.41	R32	675	1.7	
41	印刷室	印刷室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.2	パッケージエアコン	RAS-GP50RSH1	UATH0823	空調機器	1.3	R32	675	1.4	
42	個室	個室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R3.3	パッケージエアコン	RAS-GP63RSH1	UASS3084	空調機器	1.6	R32	675	1.4	
43	ACP-203B101相談室	ACP-203B101相談室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R3.3	パッケージエアコン	RAC-AJ22KE	000106	空調機器	不明	R32	675	0.5	
44	ACP-203B101保険年金課	ACP-203B101保険年金課	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R3.3	パッケージエアコン	RAS-AP224SH3	UATB2372	空調機器	6.94	R410A	2090	6.1	
45	ACP-203B101保険年金課打ち合わせスペース	ACP-203B101保険年金課	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R3.3	パッケージエアコン	RAS-AP224SH3	UATB2370	空調機器	6.94	R410A	2090	6.1	
46	こども未来部	こども未来部	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R6.8	パッケージエアコン	PUZ-ERMP224KA4	45U00432	空調機器	4.6	R32	675	5	
47	福祉部	福祉部	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R6.8	パッケージエアコン	PUZ-ERMP224KA4	45U00255	空調機器	4.6	R32	675	5	
48	福祉部サーバー室	福祉部サーバー室	総務課	日立ジョンソンコントロールズ空調	R5.7	パッケージエアコン	PUZ-ERMP112LA13	36U02474	空調機器	2.1	R32	675	3.4	
49	副市長系統(GHP-1)	副市長系統	総務課	Panasonic	R5.2	ガスヒートポンプエアコン	U-GH560U1DE	WEL2AG00138	空調機器	12.4	R410A	2090	47.5	
50	秘書課・市長系統(GHP-2)	秘書課・市長系統	総務課	Panasonic	R5.2	ガスヒートポンプエアコン	U-GH450U1DE	WGJ2AG00118	空調機器	10	R410A	2090	31.5	
51	議会事務局系統(GHP-3)	議会事務局系統	総務課	Panasonic	R5.2	ガスヒートポンプエアコン	U-GH560U1DE	WEL2AG00158	空調機器	12.4	R410A	2090	47.5	
52	図書室各会派系統(GHP-4)	図書室各会派系統	総務課	Panasonic	R5.2	ガスヒートポンプエアコン	U-GH710U1DE	WFM2AG00048	空調機器	15.7	R410A	2090	34.5	
53	講堂系統(GHP-5)	講堂系統	総務課	Panasonic	R5.2	ガスヒートポンプエアコン	U-GH710U1DE	WFM2AG00058	空調機器	15.7	R410A	2090	42.5	
54	委員会系統(GHP-6-1)	委員会系統	総務課	Panasonic	R5.2	ガスヒートポンプエアコン	U-GH560U1DE	WFL2GG00068	空調機器	12.4	R410A	2090	55	
55	委員会系統(GHP-6-2)	委員会系統	総務課	Panasonic	R5.2	ガスヒートポンプエアコン	U-GH560U1DE	WFL2GG00118	空調機器	12.4	R410A	2090	55	